

撤 同 第六項

撤 同 第七項

右各項は相方合議協定に據らざれば任意變更する事を得ざるものとし本覺書二通を作製各一通を保存するものなり
昭和七年三月十五日

帝國船舶株式會社代表 伊 藤 朋 來
日本港灣從業員組合聯盟
神戸海友同志會代表 會長 赤 崎 寅 藏

D
個々人其の他に關する交渉事項

(氏名)	(月日)	(交渉事項)	(解決内容)
三浦政登	平香一四	給料不拂	三〇〇(決濟)
山本寅吉	六六	退職	四〇〇(手當)
町頭光徳	六一〇	同	三〇〇(同)
宮田正藏	同	給料不拂	半ヶ月分(決濟)
小野忠	三〇元	解雇	一ヶ月半(手當)

小野田俊夫	同	同	同
山崎榮吉	同	同	同
長谷義則	一〇一・一〇二一六	同	決濟(社則に基き)
池崎兼太郎	一〇三	自動車事故(負傷)	三〇〇(見舞金)
奥平トミ	一〇三〇	市電事故(負傷)入院治療費全額	三〇〇(退院後養生費は三〇〇)
上組大工四名	二二四	解雇	決濟(社則に基き)
新勝丸・三福丸	二一〇	衝突	和解
山崎武二	二一九	解雇	三〇〇(手當)
三浦節次	二二六	自動車事故(負傷)	三〇〇(見舞金)
蘆脇富治	二二五	解雇	復職
倉本松六	二二一	同	復職輪番制
岡崎常吉	同	同	同
川崎秀吉	同	同	同
今田島吉	同	同	同
萩原豊松	同	同	同
港忠吉	同	同	同